

「ならし勤務」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、心の健康問題により休職中の教職員の円滑な職場復帰を図るため、当該教職員が、所属する学校（市町村（京都市を除き、組合を含む。）立学校及び府立学校をいう。以下同じ。）において、出退勤時刻、職場での滞在時間、内容等を段階的に調整しながら職場復帰に向けた作業等に治療の一環として取り組むこと（以下「ならし勤務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 ならし勤務の対象は、「教職員の病気休暇の取扱いについて」（平成19年2月28日付け9教職第216号京都府教育委員会教育長通知）の記書きに記載している「精神及び行動の障害」によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員（以下「対象教職員」という。）とする。

2 ならし勤務は、次の各号のすべてに該当する場合であって、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が適当と認めた場合に実施する。

- (1) 規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。
- (2) 対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。
- (3) 主治医が職場でのならし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。

(ならし勤務の手続)

第3条 ならし勤務の手続は、次のとおりとする。なお、市町村（組合）立学校長がこの要領に基づき行う協議、申請及び報告については、所管の市町村（組合）教育委員会及び府教育局を通じて行うものとする。

- (1) 対象教職員が職場復帰を希望する場合、校長はならし勤務の趣旨を説明する。
 - (2) 対象教職員は、主治医及び家族等と相談の上、ならし勤務の実施を希望するときは、「「ならし勤務」実施申請書（様式第1号）」に、ならし勤務実施の適否に関する主治医の「診断書（様式第2号）」を添えて校長に提出する。
 - (3) 校長は、前号の申請に基づき対象教職員にならし勤務を実施させようとするときは、主治医、職場復帰支援チーム（職場復帰支援について、校長及び対象教職員に対し助言指導等を行う精神科医、臨床心理士、保健師等によって構成されるものをいう。以下同じ。）及び教職員企画課と協議の上、「ならし勤務」実施計画を作成し、「「ならし勤務」実施に関する報告書（様式第3号）」、「「ならし勤務」実施計画書（様式第4号）」、前号の申請書及び診断書その他参考となる資料を添付し、教育長に提出する。
 - (4) 教育長は、ならし勤務の実施を適当と認める場合は、承認の上、校長に通知する。
- 2 ならし勤務実施計画の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) ならし勤務開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。
 - (2) その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質・量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。

(3) ならし勤務の計画期間は、3か月の範囲内で設定する。ただし、必要と認める場合は、期間を延長することができる。

(ならし勤務の実施)

第4条 校長は、ならし勤務の実施に当たっては、「ならし勤務」実施記録簿（様式第5号）を作成し、その状況把握に努めるとともに、主治医、職場復帰支援チーム及び教職員企画課と緊密に連携を図るものとする。また、所属教職員に対し、ならし勤務の趣旨及び計画内容を説明し、その実施に理解と協力を得るよう努めるものとする。

(助言、指導)

第5条 教育長は、ならし勤務の実施について、職場復帰支援チームに、校長への助言指導、対象教職員に対する面接指導等、必要な支援を行わせるものとする。

(ならし勤務の期間変更又は中止)

第6条 校長は、必要があると認めるときは、主治医、職場復帰支援チーム等の意見を聴いて、ならし勤務の期間を変更し、又は、ならし勤務を中止することができる。
2 校長は、前項の規定によりならし勤務の期間を変更し、又は、ならし勤務を中止した場合は、「ならし勤務」期間変更・中止報告書（様式第6号）により、教育長に報告するものとする。

(ならし勤務の終了)

第7条 校長は、ならし勤務の計画期間が終了した場合は、「ならし勤務」実施記録簿（様式第5号）を添えて、「ならし勤務」終了報告書（様式第7号）により、教育長に報告するものとする。

(ならし勤務中の給与等の取扱い)

第8条 ならし勤務中の対象教職員に対しては、休職中の職員に対して支給される給与等以外は、いかなる給与も支給しない。
2 ならし勤務中の職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく補償を受けることができない。ただし、ならし勤務中の災害等を補償する保険制度に、府の負担で加入することができる。
3 ならし勤務の計画期間終了日から職場復帰までの間について、対象教職員がならし勤務の継続を希望する場合は、当初の計画期間が延長されたものと見なし、前項の保険制度の対象とする。なお、校長は、ならし勤務の継続について、事前に教職員企画課と協議を行うものとする。

(職場復帰)

第9条 校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書（様式第8号）を作成し、教育長に報告するものとする。
2 校長は、対象教職員の職場復帰に当たり、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けるものとする。

(病気休暇中の教職員に係る適用)

第10条 校長は、90日を超えて病気休暇を取得中の教職員について、事前に教職員企画課に連絡の上、前条までの規定に準じてならし勤務を実施することができる。この場合、校長は、主治医と協議の上、ならし勤務実施計画を作成するものとし、「「ならし勤務」実施に関する報告書(様式第3号)」、「「ならし勤務」実施計画書(様式第4号)」、「「ならし勤務」実施申請書(様式第1号)」及び「診断書(様式第2号)」その他参考となる資料を添付し、教育長に提出の上、実施するものとする。

2 校長は、必要があると認めるときは、ならし勤務の期間を変更し、又は、ならし勤務を中止することができる。この場合、「ならし勤務」期間変更・中止報告書(様式第6号)により、教育長に報告するものとする。

3 校長は、ならし勤務の計画期間が終了した場合は、「ならし勤務」実施記録簿(様式第5号)を添えて、「ならし勤務」終了報告書(様式第7号)により、教育長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

校長 様

所 属
職・氏名

印

「ならし勤務」実施申請書

私は、下記事項に同意の上で、ならし勤務による職場復帰支援の実施を希望しますので、ならし勤務実施要領第 3 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

- 1 ならし勤務は、休職中等に治療の一環として実施するものであり、正式の勤務ではないことから、休職中（又は病気休暇中）に支給される給与等以外は、いかなる給与も支給されないこと。
- 2 ならし勤務中の事故（自宅と職場との往復時を含む。次項において同じ。）は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）による補償の対象外であり、被災しても同法に基づく補償は受けられないこと。
- 3 ならし勤務中の災害等の補償を目的とする保険制度に、私を被保険者及び保険金受取人として、京都府が保険料を負担して加入すること。

診 断 書

現住所	
氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
診断名	
ICD-10コード [※]	F -
医学的所見	
ならし勤務の適否についての意見	
ならし勤務実施に当たって配慮すべき点	
特記事項	
上記のとおり診断します。 年 月 日 所在地 医療機関名 医師名	

京都府教育委員会教育長 様

校 長 名

「ならし勤務」実施に関する報告書

下記教職員からならし勤務実施申請があり、承認することが適当と認められますので、「ならし勤務」実施計画書を添えて報告します。

記

1 教職員の職・氏名等

学 校 名		職 名	
氏 名		生 年 月 日	

2 病気休暇及び休職の経過

3 職場復帰目標日 年 月 日

4 ならし勤務実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類

- 「ならし勤務」実施申請書（様式第1号）
- 主治医の診断書（様式第2号）
- 「ならし勤務」実施計画書（様式第4号）
- 参考資料

様式第4号

「ならし勤務」実施計画書

1 教職員の職・氏名

学校名	
職・氏名	

2 職場復帰目標日 年 月 日

3 ならし勤務実施期間 年 月 日～ 年 月 日

期間	期間中に取り組む作業等の内容	備考
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		

「ならし勤務」実施記録簿

1 教職員の職・氏名

学校名	
職・氏名	

2 ならし勤務の実施状況（第 週）

計画期間	期間中に取り組む作業等の内容	備考
年 月 日 () ～ 年 月 日 ()	※下記の期間に対応する計画内容を転記	同左
実施日	実施状況（本人の状況）	備考
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		

京都府教育委員会教育長 様

校 長 名

「ならし勤務」期間変更・中止報告書

下記教職員のならし勤務を期間変更・中止したので、ならし勤務実施要領第6条第2項の規定により報告します。

記

1 教職員の職・氏名等

学 校 名		
職 ・ 氏 名		

2 期間変更又は中止の理由

当初計画の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

期 間 変 更	(理由)
	変更後の実施期間 (変更前の期間を含めて記載) 年 月 日 ～ 年 月 日
中 止	(理由)
	実施済みの期間 年 月 日 ～ 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

校 長 名

「ならし勤務」終了報告書

下記教職員のならし勤務が終了したので、ならし勤務実施要領第7条の規定により報告します。

記

対 象 者	学 校 名		
	職 ・ 氏 名		
実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
所 属 長 の 意 見	期間中の教職員の取組 状況		
	職場復帰に関する意見		
関 係 者 か ら の 意 見	主 治 医		
	家 族		
	その他の関係者		

※「関係者からの意見」欄は、校長が聞き取った内容を記載すること。

職場復帰後の支援計画書

1 教職員の職・氏名

学 校 名		
職・氏 名		

2 職場復帰日

年 月 日	年 月 日
-------	-------

3 支援内容

サポートの方法、 業務内容や業務量 の変更(教職員への説明や管理 職の役割、校務分掌(担任、部活動指 導等)等)	
就業上必要な措置 (時間外勤務の制限又は禁止、長距離 出張の禁止等)	
治療の状況及び治 療上必要な配慮(治 療のための病気休暇の取得等)	
リハビリ勤務(非常勤 講師の措置期間等)	
フォローアップの 方法(定期的な相談の実施)	
計画の見直し時期	

4 京都府公立学校教職員疾病審査委員会の措置区分及び指示事項

措置区分		指示事項	
------	--	------	--